

## 📌 今月のポイント

## 建設事業主に対する助成金 ⑧



建設業が様々な用途で活用できる「助成金」が政府（厚生労働省）より交付されています。今月は「人材確保等支援助成金」についてです。

## 建設事業主に対する助成金



## 人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース）

▶ 若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業をおこなった建設事業主に支給される助成金です。

## 1) 対象となる事業は？



対象事業	具体例
① 建設事業の役割や魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動	現場見学会、体験実習、インターンシップ 等
② 技能の向上を図るための活動	入職内定者への教育訓練、新規入職者への研修会 等
③ 労働災害予防等のための労働安全管理の普及	安全衛生大会の実施、期間雇用労働者の健康診断 等
④ 技能向上や雇用改善の取組についての奨励	優良な技術者・技能者に対する表彰制度 等
⑤ 雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の実施、受講	雇用管理研修の実施・受講、職長研修の実施 等
⑥ 女性労働者の入職や定着の促進	優良な女性労働者に対する表彰制度、産休・育休からの復職を目的とした研修実施 等

## 2) 助成額は？

経費助成	賃金助成
・支給対象費用 × 3/5 ・研修受講、対象労働者 8,550円/日	・支給対象費用×3/20 ※ 対象労働者の賃金を5%以上引上げ

## 3) スケジュール



人材確保等支援助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

◆次回も、助成金を詳しく解説していきます！

